

平成29年度 第1回 市川市環境審議会

議 事 録

平成29年8月31日(木)

I-linkルーム1・2(市川駅行政サービスセンター内)

1. 議 題

[報告事項]

- (1) 江戸川清掃工場の建替えについて
- (2) 「第二次市川市環境基本計画」の中間見直しについて
- (3) 北千葉道路について

2. 出席委員 17名

稲葉健二委員、秋本のり子委員、高坂進委員

青山博一委員、石原よしのり委員、久保川隆志委員

平原隆史委員、後藤政幸委員、小倉裕直委員、大野京子委員

新井るり子委員、辰田享一委員、西原勝徳委員、石井利和委員

御代川薫委員、道下経枝委員、西山恵美子委員

3. 議事録 次ページ以降に掲載

環境政策課低炭素戦略グループ主幹

初めに、本日の資料等の確認をさせていただきます。

事前に事務局から配布させていただいておりますが、・次第でございます。・委員名簿でございます。・資料としまして、資料 1 江戸川清掃工場の建替えについて、資料 2 「第二次市川市環境基本計画」の中間見直しについて、資料 3 北千葉道路について、資料 4 市川市環境審議会条例、資料 5 市川市審議会等の会議の公開に関する指針、資料 6 市川市公文書公開条例（第 8 条抜粋）であります。また、本日、「ごみれば 23 2017」並びに「第二次市川市環境基本計画」の本編をお手元にご用意させていただきました。資料の不足等ございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、会議の開会に先立ちまして、本日の会議の進行について、ご説明いたします。

初めに、6 月 24 日付けで、市川市議会議員選出委員 6 名と 7 月 20 日付けで農業の代表者の方に、委嘱状が交付されておりますので、ご紹介のお時間を頂きます。その後に市政功労賞を受賞された後藤委員のご挨拶をいただき、審議会の議事に移ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、今回委嘱状が交付された委員の皆様をご紹介いたします。お一人ずつ、お名前をご紹介させていただきますので、自席にて、一言ずつ、お言葉を願います。

市川市議会議員選出委員の皆様をご紹介いたします。

稲葉健二委員、秋本のり子委員、高坂進委員、青山博一委員、石原よしのり委員、久保川隆志委員の自己紹介。

続きまして、農業の代表者石井利和委員をご紹介いたします。

石井利和委員の自己紹介。

続きまして、職員照会をさせていただきます。

事務局 環境部長 他 9 名の職員の自己紹介。

次に、事務局からのご報告させていただきます。今年の 2 月議会におきまして、後藤委員が本市の市政功労者として感謝状が贈呈されました。これまで市川市環境審議会委員を 10 年以上にわたり務められ、この間、本市の環境行政の推進にご尽力をいただいたことによるものであります。恐れ入りますが、後藤委員からお言葉をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

後藤政幸委員の挨拶。

後藤委員、ありがとうございました。

それでは、ここで定足数の確認をさせていただきます。本日の出席委員数ですが、全員の委員の方がご出席いただいておりますので、「市川市環境審議会条例」第 6 条第 2 項において、「会議の開催は、委員の半数以上の出席」と定めておりますことから、本日の会議は、定足数に達しておりますことをご報告いたします。

次に、本日の審議会でございますが、議題は、報告事項として（1）江戸川清掃工場の建替えについて、（2）「第二次市川市環境基本計画」の中間見直しについて、（3）北千葉道路

についてとなっております。

市川市における審議会等の会議公開に関する指針に基づきまして、「公開」とすることによってよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、公開することといたします。では、傍聴希望の方を入れて下さい。

(傍聴者 3 名入室)

これからの会議の進行につきましては会長にお願いします。平原会長、お願いいたします。

平原会長

それでは、平成 29 年度 第 1 回市川市環境審議会の議事に入ります。

次第に沿って進めさせていただきます。報告事項の(1)江戸川清掃工場の建替えについて担当より説明をお願いします。

環境政策課長

事前に配布しました審議会資料の資料 1 をお開き下さい。

江戸川清掃工場は、資料 1 の地図及び現況写真のとおり、都県境でございます旧江戸川を挟んで、本市の行徳地域の対岸に立地しております。このことから、建替計画の事業者であります「東京二十三区清掃一部事務組合」からご説明する前に、私から、その概要や、これまでの経緯などについて、報告させていただきます。

なお、資料にも書いてございますが、本日の説明においては、事業者を「清掃一組」と略称にて説明させていただきます。

さて、江戸川清掃工場は平成 9 年度に竣工し、建設後 20 年が経過しております。そこで、現工場と同じ、「1 日あたり可燃ごみ 600 トン」の処理能力にて建て替える計画となっております。同一敷地内での建替え、言い換えますと、現工場の解体、そして、新工場の建設という工程を経て、平成 38 年度に稼動開始する予定でございます。

東京都環境影響評価条例では、1 日あたりの処理能力が 200 トン以上の廃棄物処理施設の設置に際して、環境影響評価、いわゆる、環境アセスメントの実施が義務付けられており、本建替事業は、その対象となっております。

続いて、これまでの経緯でございます。平成 27 年 11 月、本市は事業者であります「清掃一組」から建替事業の計画があることの説明を受け、現地調査など環境アセスメントを実施する準備段階の段取り等を協議・調整いたしました。

その後、建替事業を進めるにあたりましては、周辺住民への事前の周知が必要である旨を本市から「清掃一組」に申し入れをし、東京都環境影響評価条例の手続きに入る前の平成 29 年 2 月に、行徳公民館におきまして、建替計画の素案説明会を開催していただきました。

そして、今年度に入りまして、5月29日、「清掃一組」より、東京都に対しまして、事業実施による環境影響の調査、予測や評価手法を記載しました「環境影響評価調査計画書」が提出され、これにより、都条例に基づく手続きが開始されました。

同条例は、基本的には東京都の行政区域内について規定しております。しかしながら、冒頭申し上げましたとおり、同工場は本市に隣接しているため、建替事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域に、都の行政区域外である市川市が含まれております。

この場合、都知事は環境アセスメント手続きの実施について、「近隣の県の市町村長と協議するもの」とすると規定されていることから、6月6日付けで市川市長と東京都知事の間で協議書を取り交わしました。

これにより、都条例に基づく手続きが市川市内においても実施されることとなり、去る、6月19日から28日の期間に、市川南仮設庁舎及び行徳支所において「環境影響評価調査計画書」の縦覧が行なわれるとともに、7月7日には、都知事からの照会に対し、環境の保全の見地からの市長意見を提出したところであります。

なお、都条例に基づく、本建替事業に係る基本的な手続きの流れについては、資料の2ページのとおりであります。

それでは、江戸川清掃工場建替計画について、事業者であります「清掃一組」より説明いたします。

清掃一組建設部事業推進担当課長

建替計画の説明に入る前に「清掃一組」の概要を冊子「ごみれば 23 2017」を使って説明させていただきます。

平成11年度までは、ごみの収集・運搬から、ごみの焼却などの中間処理、最終処分までのすべてを東京都の事業として一括して行ってきましたが、平成12年度よりこれらの清掃事業は東京都から23区に移管されました。23区の人口は約940万人であります。23区で行うこととなった清掃事業のうち、ごみの収集・運搬は各区が行い、ごみの焼却などの中間処理については、処理施設がない区があり、また、より効率的な処理を行うといった理由から23区が共同で処理することとなり「清掃一組」が設立されました。資源化できない焼却灰などの最終処分については、埋立処分場を設置・管理する東京都に委託しております。

冊子の6ページをお開きください。

こちらは私たちが管理・運営している清掃工場等の配置図です。可燃ごみを処理する清掃工場は、23区内に21施設あります。そのうち3施設が建替え中ですので、現在18の施設が稼働中です。今後も計画的に清掃工場の建替事業を推進してまいります。

建替えにつきましては、地域住民と協議会を設けて円滑に工事が進むよう適宜会議を開いております。関係する区とも連携を密に行っております。

市川市とは、県境をまたぎますがけれども、地元江戸川区と同様に、丁寧にしっかりと対応させていただきます。当組合の概要は以上であります。

それでは、江戸川清掃工場建替計画についてご説明させていただきます。お手元の資料1の3ページをご覧ください。

本建替計画につきましては、「一般廃棄物処理基本計画」の整備計画に基づき、地元江戸川区との協議や住民説明会における意見等を踏まえ、取りまとめたものでございます。

初めに、「1 建替方針」でございますが、「水とみどりに調和した、地域にやさしい清掃工場」を基本コンセプトといたしまして、現工場を建替えるものでございます。

次の「2 場所」と「3 敷地面積」でございますが、建替えによるものですので、変更はございません。

次に、「4 施設概要」でございますが、施設規模につきましては、現在と同じ日量 600 トンの処理能力を有し、300 トン炉 2 炉としております。建築物につきましては、煙突の建替を予定しており、煙突の高さは現在と同じ 150m となっております。プラント設備のうち公害防止設備につきましては、環境面への配慮として、法令に基づく基準値より厳しい処理性能を確保してまいります。

恐れ入りますが 4 ページをお開きください。余熱利用につきましては、現工場よりも、効率を高めた発電を行うとともに、引き続き、江戸川区の施設へ熱供給を行ってまいります。

また、「5 建設工程」につきましては、表中段の水色の線にありますとおり、平成 32 年度から解体工事に着手いたしまして、竣工は平成 38 年度の計画になっております。

次に、下段の配置図にありますとおり、煙突、工場棟につきましては、既存の工場とほぼ同位置に配置し、緩衝緑地等につきましては、地元江戸川区、地域住民の意見を踏まえた計画としております。

5 ページに江戸川清掃工場の外観イメージを載せてございます。屋根をアーチ状にして、建物全体に丸みを持たせた柔らかなイメージとし、さらに階段状にすることで、河川景観と緩衝緑地との連続性や一体感を持たせたデザインとなっております。

説明は以上でございます。

平原会長

説明が終わりました。今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

後藤委員

資料 1 の 3 ページに大気汚染防止に係る処理性能として硫黄酸化物、ダイオキシン類など「以下」で数値が示されております。予測、評価はなされていますか。予測、評価の時期はいつですか。予測、評価の結果、「以下」となっているのか、その辺の関連を教えてくださいいただけますか。

清掃一組建設部事業推進担当課長

実際の予測、評価は、これからの作業になります。「清掃一組」は現在他の清掃工場も建替えを行っておりまして「以下」の処理性能は、建替えにおける基準値となっております。

高坂委員

建替え工事が 6 年間であり、その間は焼却できないということになるが市川市への影響はあるのか。また、資料 1 の 4、5 ページのイメージ図において煙突がある方が市川市側に

なるのか。

清掃一組建設部事業推進担当課長

6年の長い期間となりますが、現在でも江戸川清掃工場は1年に1か月近く休炉することがあり、近隣の区にごみを搬入することがあります。具体的に申し上げますと、墨田区、葛飾区、江東区の清掃工場を利用しています。

また、煙突は市川市側に設けられることになります。

小倉委員

排ガスや排水など物質的、直接的な影響は、かなり書かれているので分かったのですが、エネルギーの関係でお聞きしたい。相当、比較検討された計画だと思いますが、根本的に毎日600トン処理するシステムの中で発電量、地域熱供給量などエネルギー効率を考えて比較して、どの位よくなったのか、また、CO₂量はどのくらい少なくなったのか。それを含めてコスト的にはどうなのかなど、一般的なエネルギーシステムとしての評価を教えてください。

清掃一組建設部事業推進担当課長

現在は建替計画の段階でありまして、詳細設計はこれからになります。なお、発電量についてはおよその想定はしております。

平原会長

他になれば、次に移ります。

(2)「第二次市川市環境基本計画」の中間見直しについて担当より説明をお願いします。

環境政策課長

「第二次市川市環境基本計画」の中間見直しについて報告させていただきます。

この「第二次市川市環境基本計画」は平成23年度から32年度までの10ヵ年を計画期間とし、計画期間の中間時点を目処に、内容や進捗状況についてPDCAサイクルを活用して評価を行い、更なる改善を行なうこととなっております。

また、計画策定時の平成23年12月には、本審議会より答申をいただいております。このことから、中間年度にあたります昨年度から中間見直し作業を進めてまいりましたので、本日、その報告を行うものであります。

なお、その報告にあたりましては、資料2に沿って説明いたしますが、参考資料として、本編並びに概要版として「資料2参考」をご用意いたしました。

また、本日の報告でございますが、大きく3つに分けて説明いたします。はじめに、本計画の策定経緯、位置づけ、概要について、2番目に、これまで取り組んできた施策の把握と評価、そして3番目に目標達成に向けた今後の施策と対策であります。

それでは、1番目の本計画の策定経緯、位置づけ、概要についてであります。お手持ちの「資料2-1、ページ番号1」をご覧ください。

まず、「1. 環境基本計画策定の経緯」について説明させていただきます。平成 5 年 11 月に、従来の公害対策基本法に代わる新たな枠組みとして、環境基本法が制定され、環境施策の新たな基本理念と環境保全に関する基本的事項が定められるとともに、国、地方自治体、事業者及び国民のそれぞれの責務が制定されました。

そこで、市川市では平成 6 年 3 月に「いちかわ環境プラン」を策定し、快適環境の創造を目指した施策を展開してきました。

さらに、平成 10 年 7 月に策定した市川市環境基本条例に基づき、平成 12 年 2 月に、社会情勢に沿った視点で「いちかわ環境プラン」を見直し、「第一次市川市環境基本計画」を策定しました。

その後、「第一次市川市環境基本計画」の計画期間の終了に伴って検証を行ない、平成 24 年 3 月に本日の「第二次市川市環境基本計画」を策定したところであります。

次に「2. 環境基本計画の位置づけ」ですが、「第二次市川市環境基本計画」は、「市川市環境基本条例第 9 条」に規定されており、「市川市総合計画」と整合を取り、「市川市都市計画マスタープラン」などの関連する計画と連携しております。

また、「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」などの諸計画は、「環境基本計画」との整合のもと、策定されております。

「資料 2-1」の 2 枚目、「ページ番号 2」をご覧ください。「3. 計画の概要」についてですが、本計画の基本目標を、本市の目指す将来像『みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ』としています。

さらに、「自然が息づくまち」など、下記の 5 つの基本理念と、基本理念ごとに自然環境や地球環境などの「施策の分野」などを定めております。

次に、大きく 2 番目のこれまで取り組んできた施策と評価であります。「4. 中間見直しの作業手順」のとおり、本計画の実効性を確保するためには、施策の進捗状況などを把握する必要があることから、自然環境モニタリング調査結果における生息種類など、31 の目標・指標を掲げております。

今回の中間見直しにおいては、この目標・指標の 5 年間の進捗状況を整理し、達成状況を評価し、この目標値、指標値の関連計画の改定状況を確認しました。所謂、PDCA サイクルの「C」Check、「指標の進捗の把握、評価」にあたります。

「資料 2-2、ページ番号 3」をご覧ください。「資料 2-2」は 31 の目標・指標についての評価並びに関連計画の改定状況を確認したものであります。

具体的に例を挙げて説明いたします。「No8 太陽光発電システムの設置数」の行をご覧ください。策定時の平成 22 年度から平成 27 年度までの実績から、目標・指標の進捗状況を確認しました。また、平成 28 年度までの目標値、指標値、約 5,000 世帯を達成できるか、評価を行いました。

評価の基準は、4 段階とし、「○」が「目標年度に達成できる」、「△」が「目標は達成できなさそうだが、策定時より目標に近づいている」、「×」が「目標が達成できず、策定時より目標から遠ざかっている」、「－」が「データがなく評価できない」としました。

そこで、これまでの実績ですが、策定時の「約 700 世帯」から、平成 27 年度の「約 3,500 世帯」と年々増加しているものの、近年は年間約 300 世帯の増加となっております。この

ため、目標年度である平成 28 年度に 5,000 世帯を達成できそうにはありませんが、策定時より目標に近づいているため、「△」と評価しました。

次に「関連計画の有無」をご覧ください。目標値、指標値が関連計画と整合性が取れているかについて確認をいたしました。関連計画は「地球温暖化対策地域推進計画」ですので、関連計画は「あり」となっております。

次に、「第二次環境基本計画策定後の状況」をご覧ください。関連計画でございます「地球温暖化対策地域推進計画」は、平成 28 年 3 月に「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と改訂しておりますので、改訂の有無にこの旨を記載しました。

また、改訂に伴い、目標値、指標値の変更がありましたので、変更は「あり」、変更後の目標値・指標値は「平成 32 年度に 22,000kW」となっております。

なお、この一連の作業にあたっては、「資料 2-3、ページ番号 5」にあります調査票を例として、関係課に中間見直しの調査を依頼し、関係課から提出いただいた調査票を基に、すべての関係課と協議し、取りまとめたところであります。

このように、31 の目標、指標について Check したところですが、この Check 作業に伴い、本計画本編に一部修正が生じたので、その改訂箇所について説明いたします。

恐れ入りますが、「資料 2-4、ページ番号 6」をお願いします。左側が改訂後、右側が改訂前、変更箇所は、網掛けの部分となっております。

中央のページ番号 6、表紙については、「[改訂版]」を追加し、策定年月を変更いたします。

次の 7 ページについては、第二次市川市環境基本計画策定後に変更のあった関連計画について、名称等を変更いたしました。

次の 8 ページについては、組織変更に伴う名称の変更、次の 9, 10 ページについては、関連計画の改定、策定に伴う目標値・指標値の変更等をいたしました。

最後に、目標達成に向けた今後の施策及び対策であります。

「資料 2-5、ページ番号 11, 12」をご覧ください。これは、PDCA サイクルの「A」Action、「改善、見直し」にあたります。具体的に例をあげて説明いたします。恐れ入りますが、一度「資料 2-2」の 2 枚目、「ページ番号 4」に戻っていただきたいと思います。「No25 いちかわこども環境クラブの登録団体数」の行をご覧ください。

目標値は、「→（横向きの矢印）」と、策定時の「26 グループ」を維持となっておりますが、平成 23 年度は「24 グループ」、平成 24 年度は「17 グループ」と年々減少しており、最新データである平成 27 年度は「7 グループ」と、目標に対して下回っておりますので、目標が達成できず、策定時より目標から遠ざかっていることから、「×」と評価しました。

戻って頂きまして、「資料 2-5」の 2 枚目「ページ番号 12」、「No25」の行をご覧ください。今後の対策として、「小学校との連携について検討する、ごみ、自然、生活排水など広い視点でイベントを検討する。」となっております。このように、31 の目標、指標項目について、今後の施策・対策をまとめたところであります。

以上、第二次市川市環境基本計画の見直しについて報告させていただきました。

平原会長

それでは、少し分量がございましたので、時間を取らせていただいて、資料を再確認していただいた後に、質問を受け付けようと思います。大丈夫でしょうか。

今、いろいろ説明がございましたけれども、細かい点とか、疑問もございましょうから、ご質問がございましたら、挙手でお願い致します。

では、後藤委員、その次が新井委員、その順番でお願いします。

後藤委員

今のご説明の中の4ページでございますか、25番のいちかわこども環境クラブ登録団体数は、具体的にいくつなのでしょうか。26というのは初年度、策定時の数値ですよね。これが目標になるのですか。そうではないですよね。

環境政策課長

策定時は26団体、目標年度の32年度に、目標値・指標値と書いてありますが、「→」となっておりますので、現状維持と申しましょうか、このくらいの登録団体数を確保していきたいということでございます。これが27年度には7団体になってしまったというところでございます。

後藤委員

よくわからないのですが、実際には数値が下がっているんで、矢印は横ではなくて、下向きの矢印になるのではないのでしょうか。

環境政策課長

矢印は策定時につけたものです。平成22年度に基本計画を策定する際、32年度の目標値をどうしますかというところで、当時の22年度の数値、26団体を維持していきましょうということで、「→」にさせていただいたというところでございます。その後、22年度から毎年環境白書等でこの実績は報告させていただいておりますが、27年度の実績は7団体となっていましたので、今回の中間見直で、その32年度の目標である「→」について、私どもが目標値、指標値に対する評価をさせていただきまして、数値が減ってありましたので、「×」と評価させていただいたというところです。

後藤委員

はい、わかりました。

その他に、その後のPDCAサイクルである、12ページの25番。小学校との連携について検討するとあります。検討は誰でもしますが、PDCAというのはもっと具体化しなくてはならない。なにを検討するか、もっと具体的に教えていただけますか。チェックの次のアクションについて、どのように考えておりますか。

環境政策課長

私どもとしますと、こども環境クラブは、小学生のクラスを対象として登録している団体等もございましたので、教育委員会さんにご協力いただきまして、教頭会でのいちかわこども環境クラブのご紹介や、真間小学校、二俣小学校での出前授業などをさせていただいております。

昨年から中間見直しをしております、28 年度の後半から、先ほど申し上げたとおり小学校で出前授業を実施し、27 年度は 7 団体だったものが 28 年度は 23 団体になりました。学校への周知や、いちかわ環境フェアなど、いろいろなところで私どもがやっております啓発活動の中で、こども環境クラブのご紹介をさせていただいて、会員を増やさせていただいております。

会長

よろしいでしょうか。では、先ほどの順番で、新井委員、お願い致します。

新井委員

今、お話にあった団体数の減少が気になっています。28 年度は 23 に増えております、ということですが、これは、1 グループで何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。クラス単位でおっしゃっていましたが、小学校のクラスでしょうか。

環境政策課長

小学校単位で、クラスごとに入っているところもございます。また、極端な話、親子 3 人で入っている方もいらっしゃいます。ですから、一概に何名かというのは、お答えすることはできません。それぞれのグループで、登録されている方の構成が違っております。

新井委員

では、全体的に増えつつあるということですね。

環境政策課長

そうです。昨年度後半からです。

新井委員

がんばっていただきたいと思います。

もう一つ、先ほどの太陽光発電の目標が、世帯数からワット数に変わりました。そうすると、一般的な素人にとってみると世帯数はなんとなく理解できます。500 世帯増えました、先ほどおっしゃられた 300 世帯増えましたというのは理解できますが、ワット数になりますと、あまり理解できません。その点について、どういうお考えでしょうか。

もうひとつは、世帯数ですので、一般家庭なのでしょうか。そうしますと、昔は補助金がありましたので、その補助金が増えているのか減っているのかも、お伺いしたいと思います。

環境政策課長

まず、補助金の件についてご説明させていただきます。

補助金の件数につきましては、平成 24、25 年当時をピークと致しまして、年々減少しております。固定価格買取制度の、買取金額が下がっておりますので、その影響を受けて全体の件数が減少し、それに呼応するような形で補助金の件数も年々減少しております。

キロワット数につきましては、補助金の申請を受けていますと、それぞれのご家庭で 3kW、6kW など、幅がございます。より具体的に、どのぐらい最大出力があるかという方が分かりやすいと思い、いろいろご批判もあるとは思いますが、具体的な数字ということで 22,000kW とさせていただいたというところでございます。

平原会長

よろしいでしょうか。他に、ご質問は。今手を上げた順でお願いします。

石原委員

私も目標の設定について疑問を持っております。今の 4 ページ、新井委員のおっしゃっていた太陽光発電システムの設置数について、ここは単位も変わったし、目標年次も変わっております。このような改訂をする時は、これまでの計画の目標に向かって、達成していくペースに比べて、目標を下げたのか、それともより積極的な目標にしたのか、というのが分からない。ここの解釈を教えてくださいと思っています。

次に、同じ 4 ページの 21 番、資源化率。22 年度に 18.1%だったものを、30 年度には 35%まで上げようというのを、36 年度に 27%と、かなり低くしたわけですが、なぜこのように低くしたのか、説明いただければと思います。

それから、25 番のいちかわこども環境クラブの登録団体数。減っていった理由を教えてください。学校の環境教育と関係していると思います。施策で、小学校とおっしゃっていたのですが、小学校では学校版環境 ISO の取組をやっておりましたが、3 年ぐらい前に終わってしまいました。この取組は、各学校 2 年間、校長先生、教頭先生をはじめ、全校で一生懸命やっている。その機運が続いて、取組を継続していけばよいのですが、続かないケースも多いのではないかと思います。その影響を、どのように思っているのか。再び ISO をやれというわけではないのですが、関係があるのであれば、考えていかなければならないと思っておりますので、その辺を教えてください。

以上 3 点をお聞きします。

環境政策課長

最初の改訂の件でご説明いたします。前の計画は、先ほど申しましたように地球温暖化対策推進プランでございました。計画期間が平成 28 年度までとなっておりまして、東日本大震災等いろいろございまして、エネルギーの利用の合理化を強く求められておりました。地球温暖化問題への対応ということで、1 年、前倒しをいたしまして、平成 27 年度に当該計画を見直し、実行計画として区域施策編を策定した経緯でございます。

次にじゅんかんプランの方でございます。私どもは、見直しに当たって各課とヒアリング等をしております。こちらについては、ご存知のとおり清掃部の循環型社会推進課の所管でございますことから、詳細な点については、お答えできませんが、27年5月に策定いたしましたじゅんかんプランにおいて、資源化率は、近年の容器包装の軽量化、通信技術の発達に伴う新聞雑誌等の消費量の減少、また、市が資源化に直接関与しないルートの資源回収が進展していることを踏まえまして、従来の目標レベルを下方修正したということ、伺っております。

最後に3点目、先ほどのこども環境クラブに関連して、学校版ISOのお話だと思いますが、私ども、こども環境クラブの数字が環境白書等で報告されているとおり、年々減ってきております。28年度に、どのように解決すればいいかという話を、課内のミーティング等で行ってまいりました。その中で、学校の方に、小学校4年生のクラスでどういう授業をやっているのかなど、先生方と話をさせていただきました。こういう形で説明していただければ大変助かります、身近な問題をお話していただきたいなど、例えば真間小であれば真間川の水質の問題とか、そういったお話をさせていただきまして、お話に応じた授業等をさせていただいて、現在に至っているところでございます。ISOにつきましては、現在のところ具体的な計画等はありません。以上でございます。

平原会長

会長から補足させていただきます。多分ISOに関しては、14001の場合、継続改善をするという目標を決めていかなければいけないという仕組みになっております。そうすると、継続していくと、そのうち頭打ちになります。リサイクルも100%にいくと、100以上はないですから、どこか目標値を決めて何年かずっとやっていくと、あるところのトップまで行ってしまい、やれない状況に追い込まれてしまいます。うちの大学もやっていましたけれども、辞めた理由はそこにあります。3年間ぐらいで数字が頭打ちになりまして、それ以上進まない、どんなに改善してもこれ以上は行かないということになって、経過措置になり、14001を取れない状況になってしまうという問題があります。何か別のことを考えないといけないというのが、各大学でISOを撤退した一番の理由です。

もうひとつ、ISO26001などの、社会的な責任という規格。そちらに統合されてしまった部分があるので、例えば労働条件の改善とか安全とかそちらの方にウエイトが移ってしまい、衰退していったことが想定できるので、それは小学校の責任とも言いきれません。

もうひとつ、実は私、この仕事とは別に環境省で地球環境基金というNPOの助成金を出している団体の評価委員をさせていただいております。助成している団体の中間評価をやらせていただいておりますが、今年の8月だけで18件見た中に、市川市の団体も含まれておりまして、NPOの方からインタビューさせていただきました。その話の中で、基本的に市川市の環境問題が盛んだったのは、大きな三番瀬の問題があった時だったけれども、三番瀬がどうもこのまま残りそうだなという空気になってから、会員数が減ったと、はっきりと団体の方がおっしゃっていました。NPOの参加者数が減っている原因はまさにそれでした。実際、私もどう挺入れしたらよろしいですかという質問があり、私も悩みまして、いくつか答えを出してみました。

ひとつは、今はやっているところですと、池の掻い堀り。テレビ番組でもやれる時代で、あれはすごい効果がある。やっている団体のヒアリングでは、引く手数多で、うちでもやって欲しい、うちの街でも池をさらって欲しい、外生成物をチェックしてもらいたいと、たくさんお話がきているらしいのです。

ですから、こういったホットテーマがあるとやりやすく、そういったものがないと、潮が引くように少なくなってしまうという問題があります。

会長がこれを言っているかは分からないのですが、現場サイドで見てきた人間からすると、このような問題があります。この問題の解決は、それほど難しくなく、小学生が自分からぜひ参加したいと言っていたのが一番だと思います。池さらいは、子どもでもやりたいみたいです。全部抜いて、何が出てくるか分からないということが楽しいらしいのです。

ですので、大変人気があるので、このようなイベントを仕掛けて、出ていただくというのがよいのですが、三番瀬まつりみたいにやってしまうと、お祭りのほうにウエイトが行き過ぎて逆に交通整理も何もできなくなって非常に大変になったということもあるので、あまり来られても、今度はNPOの方が管理しきれなくなり、なかなか難しい。

ですので、逆に、行政の方がいかにそれをバックアップするかというのが結構重要になってくると思います。そうすると、NPOの活動と、さっきお話にあった自然の外来生物とかの調査数も、同時に調べることができます。掻い堀りは、いろいろな生物が出てきますので、専門家の方を呼んでチェックしていただければ、結構分かるので、この指標のうちいくつかは同時に解決できるのではないかなと思います。このような作戦を練ってもよいかなと思います。会長の思いつきですので、流していただいても結構です。私が知りうる知見ということで、3番目に関してはフォローさせていただきました。

西山委員

4ページの20番、市民一人一日あたりのごみ排出量ですが、27年までに徐々に少なくなってきていて、すばらしいと思ったのですが、ごみの回収日が減ったのは今年からですよ。どういう形で減少したのか、教えていただきたい。

他に、21番の資源化率。資源化率というのはごみ量と反比例していくのではないかと思います。ごみが減ると同時に、資源ごみは増えるのではないかなと思うので、ここの数字は逆になっているのではないかなと思います。なぜでこのような結果になっているのか、お伺いしたいと思います。

今後どうするかということで、12ページの20番の対策について、家庭ごみの収集回数を削減するとあり、削減されました。他に、有料化の導入を検討するというのがありますが、これが気になっております。いつ、どのように有料化されるのか、一般家庭の悩みとしてあります。

もうひとつは、私はエコライフ推進委員を2年間やらせていただいたのですが、27年度の数字がとても下がっております。なぜ、こんなに急に回数も人数も減っているか、今年度は大変がんばって多くなっていると思うのですが、27年度が急に減っているのは、どのようなことが原因となっているのでしょうか。お願いします。

環境政策課管理・調整グループ主幹

清掃のごみの量についてのお話ですけれども、これは清掃部が主体となりまして、分別収集は市民のご協力を得ながら分別の成果が現れて、ごみが減ってきていると思います。

収集の有料化のお話がありましたけれども、それにつきましては、現在有料化の検討はされましたけれども、有料化には至っておりません。

環境政策課長

3 番目のエコライフ推進員のところですよ。表を見ますと、3 分の 1 ぐらいになっており、どうしたという話が当然出てくると思います。実は、エコライフ推進員さんは、南部、中央部、北部の 3 エリアに分かれて、それぞれ実施していただいております。この回数のカウントの方法が 26 年度までは、例えば環境フェアだとか、国分川調節池での国分川こいのぼりフェスティバルなど、合同でやる時は、まとめてそれぞれでカウントをしておりました。北部でカウントして、中央部でカウントして、南部でもカウントしておりました。カウントの仕方をちょっと変えたもので、実際に 27 年度は延べ人数 3,115 人ですが、26 年度の方法でカウントすると、4,300 人ぐらいになります。

他に、エコライフ推進員さん、西山委員にも大変お世話になりまして、各地区の自立というか、みなさん 30 人で、各地区 10 人ずつメンバーの方々がいらっしゃって、その方々が自分たちで取り組んでいこうといったところや、環境活動推進員さんの持っているものをちょっと充実させていきたいということで、私どもから研修会を実施するなど、取り組み方を若干変えたことが、回数、実績に影響したものと、私どもはそう考えているところであります。以上でございます。

平原会長

では、先ほど挙手いただいた後藤委員。

後藤委員

先ほどの委員の話の続きですが、4 ページの環境学習の推進のところですが、25 番と 24 番とくっついております。

お願いしたいことがあるのですけれども、団体数とありますが、やはり団体数だとよくわからない。私としては、具体的な人数が入ったほうが、先ほど新井委員がおっしゃっていましたが、どうなんですかね。今後もしよろしければ、人数も入れていただいた方がいいのかなというように思いました。

それから、じゅん菜池は、24 番、25 番のあたりでリンクできるものなのかなと、考えました。環境政策課とじゅん菜池の所管である公園緑地課、この縦割り制が災いしているのではないかと感じました。これからどうなるというものでもないと思いますが、そのあたりを政策で、横のつながりを持ってやっていただければと思いました。ご検討をよろしくお願いします。

環境政策課長

まず 1 点目につきましては、目標・指標は、今ご指摘ございましたので、後残り 3 年程ございますので、関係課と協議させていただきまして、より具体的な目標値・指標値に設定していきたいと思っております。

あと、先ほどのじゅん菜池の件でございます。所管は水と緑の部の公園緑地課でございますので、私どもと自然環境課も一部関連すると思っておりますので、今後、今日こういった話がございましたので、持ち帰りまして、連携して進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

平原会長

他は、よろしいでしょうか。高坂委員どうぞ。

高坂委員

いくつかあるのですが、まずひとつ。例えば 1 番ですけれども、データがないということですが、なぜデータがないのか。評価できないのはもちろん、どうしてこういうことになっているのか。

他に、評価が「×」になっているところ、「△」になっているところの原因を教えていただきたい。原因が分かるものがあればと思います。そのあたりはどうなっているのでしょうか。1 番については、なぜ調査をしなかったのか。たとえば、真間川、春木川は昔はずいぶん汚染されていたが、最近は相当きれいになっていると思います。そういうことは、きちんと調査をすべきだが、なぜ調査をしないのか。目標を掲げているのに調査をしないのは何故なのかということ。

それから、もうひとつ、13 番騒音。住居系地域とありますが、数字が入っていないのに結果的には「○」がついている。これはいったいどういうことなのか。

他に、放射線量については、空間放射線量しか出ていない。ところが、実際には江戸川の底の泥についても調べていて、大変危険な状況だというのに、ここでは、空間放射線量しか測られていない。その他のものもやる必要があると思うのですが、なぜそういうことがここにあるのかということ。

それから、20 番。一人当たりの排出量。目標より進んで、当初の目標より少なくなっている。当初 32 年で 830 だったのが今 27 年で 805 ということは、目標以上になっているが、今後の対策としてリサイクル、有料化を検討すると。目標よりたくさんいっているのになぜそういう結果になるのか。

他に、放射線量についてもうひとつ。ごみの焼却灰。江戸川の焼却灰が大変高く出たという報道がありましたが、市川のは報道されていない。江戸川区の焼却場と市川の焼却場、何か違いがあるのかどうか。こういうことで市川は出ないなど、そういったことは、この資料ではまったく分からないので、教えていただきたい。

環境政策課長

答弁漏れがあればご指摘いただければと思います。

一点目の No. 1 の自然環境モニタリング調査結果。全部実績がないのではないかという話でございます。平成 23 年度以降 5 年間、水生生物の調査を実施することができなかった。これは、その代わりに関連する計画として、違う事業、たとえば生物多様性いちかわ戦略の策定ですとか、27 年度より市民や専門委員の調査を実施しました。こういう形で策定時とちょっと状況が変わっております。何もしていないわけではなくて、いろいろな形で実施してきました。

ただし、この第二次基本計画のなかでは、平成 22 年策定時の関連計画で、I&I プランから目標値、92 種ということになっておりまして、それに準じたものをできなかったという形で、「－」になっております。これは、担当課からヒアリング時に伺っております。

今後、この指標につきましては、生物多様性いちかわ戦略を作っておりますので、その中でのモニタリング調査等の結果を基にしまして、自然環境課の専門家の方とご意見を交わしまして、29 年度以降、今年度以降にその辺の取り扱いについて検討を進めていくことで、担当課とは打合せが終わっているところでございます。

環境政策課管理・調整グループ主幹

13 番の騒音に関する部分のご質問でございますが、この数字が載っていない部分、計画的に市内の地域の騒音の状況を把握することをしておりまして、5 年おきに状況の把握に努めているところでございます。したがって、25 年度に実施しておりまして、およそ 5 年後にまた市内の音環境の状況を把握していくような計画になっております。

環境政策課長

順番が前後して申し訳ございません。

最初に、20 番の市民一人当たりのごみ排出量。平成 27 年度で 805 g、32 年度目標値 830 g を下回っているからいいのではないかと、有料化の話もございましたが、右のほうに行きますと、清掃部で、一般廃棄物処理基本計画を 27 年 5 月に改訂しておりますので、そのときの目標値が平成 36 年 760 g ということで設定しており、そういった意味で、減量目標を設定しているのではないかと推測しているところでございます。

次に、放射能の取り扱いでございます。委員からあちらが高く出ているのではないかとのご質問でございますが、環境基本計画の中では市の取り組みとしましては、低減の実施計画を作っているところでございますので、これを年間被ばく線量の低減対策として取り組んでいこうというところで、平成 22 年度の策定時においてはこういう幅がございましたが、実際 0.23 μ Sv/時未満になっております。これは守られておりますので、表記させていただきました。基本計画の性質上、ご理解いただければと思います。

平原会長

それと、今オキシダントの話もありましたので、オキシダントと騒音に関してですが、これは首都圏では環境基準を達成するのは困難な状況にあります。市川市でも同様に難しい状況であると思っております。

高坂委員

調査をしっかりとやって欲しい。目標を立てたのだから、ちゃんと調査をするのがあたりまえで、それをやらないで他をやりましたからいいという話だったら、ここに載せて私たちが分かるようにしていただかないと、わからない。

それともうひとつ、ごみの資源化の問題。当該計画では、事業系のごみの問題が結構出てくる。資源を大切にすまちなちというところで、資源回収の問題、事業系はどうするかということで、たくさん書かれているが、この評価では、事業系のごみは評価の対象にはなっていない。

ごみを減らしていく一番大きな問題は、ひとつは事業系のごみ、それからごみを発生させた発生者責任をどうするかという問題を考えなければ、解決できない。そういう点で、事業系のごみの減量は、きちんとすべきだし、製造者責任の対策をどうするかという評価もきちんとしていくべきだと思うのですが、どうしてそういうことがないのか、そのあたりについて教えていただきたい。

平原会長

会長で答えられるものは、答えてしまいます。

基本的に、先ほどの縦割りの話とつながっているのですが、産廃と一廃は国の法律の体系が違う。国の法律で言うと、普通のごみ、一般廃棄物は、廃掃法という法律で処理している。産廃に関しては、産廃の位置づけが法律であるので、別になっています。そういった体系ですので、市の仕事ではないということも、ひとつあるだろうと思います。

産廃に関しては、先ほど言われたとおり、出している企業側の責任なので、ごみ量の集計がおそらく別になっているので、市では数字を把握していないということが予測できます。把握しようとする、そこの縦割りを突っ切ることになり、これはお役人の仕事を通り超えて議会の仕事だと私は思っていますので、そうするのであれば、議会がなにか条例を作ってくださいということになると思います。行政に代わって学識で答えていいのかわからないのですが、この部分だけ、お答えいたします。

後藤委員

廃棄物の出し方に関してはそのとおりですが、市は産業廃棄物に関して出し方の指導はやらなくてははいけません。事業者が勝手にやっていたいいというものではないので、ほったらかしということは許されないと思います。今の会長さんのご発言は、ちょっと間違っているような気がします。

平原会長

それは意見の取り違いだと思いますけれども、もちろんやるなというわけではなくて、やるならばきちんと仕組みを整えないとできない。産業分野の課が市川市にありますか。そちらに調査権と介入権があると思いますので、その部署と手を組まないと、何もできないと思います。先ほど、縦割りの弊害と言いましたが、そこをどうにかしない限り、環境政策課、環境部には手が余ると思ったということです。

環境政策課長

今日、このようなご意見、ご指摘がございましたので持ち帰りまして、あと残り 3 年と少しございますので、事業系ごみの取り扱いについても、計画年度が平成 32 年度になっておりますので、今後、第三次に向けての見直し等がございますので、その中で事業系ごみについてどうするか、私どもの方から所管課に投げかけて、会長からもお話がありました、役所の組織の問題、そういうものを意識しながら、解消し、検討していきたいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

他に、空間放射線量の調査でございます。24 年 8 月時点で約 1,000 箇所調査をしてまいりました。委員もご存知だと思いますが、かなり低くなってきておりますけれども、現時点、平成 27 年度は、定点調査として、公園などで 6 箇所、学校定点調査として 4 地点など実施して、継続的にやっていくことになっております。以上でございます。

平原会長

他にご質問があれば、マイクをお願いいたします。

青山委員

初めて環境審議会に出させていただきました。

環境というと難しい問題なので、一遍に議論できる問題ではないかなと、今いろいろ聞いておりまして、あまり難しすぎて、これは審議会で質問する問題ではないかなと感じましたが、環境学習の推進のところで、24,25 番、市民環境講座の開催数ですけれども、市民講座の題目、生物の多様性とありますが、このような講座を開いているのでしょうか。

環境政策課長

例えば、27 年度で申し上げますと、秋の里見公園、江戸川の自然観察、秋の紅葉の生き物観察、三番瀬のバードウォッチング、大柏川のバードウォッチング、そういったものを自然環境課で実施しているという内容でございます。以上でございます。

青山委員

このような講座もいいのですが、今、環境の破壊が、気象の多様な変化を生んでるということを、もっと身近に感じるような講座を開いた方が、参加者も増えるし、こども環境クラブの登録者数も増えると思います。

環境の破壊、ゲリラ豪雨ですとか、気象の変化、天気予報で 50 年に一度、100 年に一度というゲリラ豪雨と言われております。これは、環境、オゾン層などの様々な問題は、大気圏の破壊によりこの現実を生んだということを、もっと身近な問題として、市民講座の中で取り上げていけば、興味がある講座になっていくと思います。

環境という幹があって、その枝にいろいろなアセスメントだとかありますが、大きくくりで環境というのはこういうものだというのを、もう少し大きく示した方が、市民、子どもたちに分かりやすいし、これから、未来に続く地球の環境を守るという意味では、地

球環境を守るにはどうしたらいいかというような問題点と、気象現象は環境の破壊が生んだということをもっと具体的に示した方が、この環境の問題を解くひとつの鍵になるのではないかと思いますので、どう思っておりますでしょうか。

環境政策課長

子どもは、昨年度から小学校 4 年生を対象に、すべての小学校ではないのですが、4 校、今年は 7 校ですが、未来ノートという冊子を作りまして、今の地球の環境の現状を子どもたちに分かりやすくして説明して、どういう影響を及ぼしているのか、自分達で考え、自分達の生活が今どうなっているか、そういうことを見える化というか、自分達で分かるようにするノートを作りまして、それを実際自分がこれからどういう取組をしていくんだということを、昨年度から行っているところでございます。

これを、子どもは限られた人数でございますけれども、千葉商科大学さんのご協力をいただきまして、大学生の方を講師に招いて、子どもと一緒に、今の地球の環境はこうですよ、2100 年の地球は、今こうなっていくと、平均気温で 4.8 度ぐらい上がると、例えば 12 月のクリスマスの時に紅葉を迎えるようになってしまいますとか、具体的にビデオを見せながら、やっているところでございます。青山委員からご指摘がございましたので、同じ環境部内でございますので、自然環境課と環境政策課とタイアップしながら、環境学習を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

青山委員

はい、わかりました。やはり現実起きていることを、これからどういう未来に続くのかということを示してあげた方がいいと初めて思いました。

先ほど、掻い堀りをして、その中に魚がいるとかをやっているよりも、昔は掻い堀りをするというのは、魚とか、そういうものを見るのではなく、その水田の水はけが悪くなってしまうため、堰をさったのです。それを、そういった理由で掻い堀り、堰さらいをして、その中にどんな魚がいるとか、それを見てもなにもならない。それは、注意していれば、自然に分かる。掻い堀りをして、その中にカエルや、フナがいた、そんなことをやっているから環境というのがおかしくなっていく。環境というのは違うのだ、中に汚いのがいっぱいたまったので、堰をきれいにし、自然の水をきれいに引くということで、昔は掻い堀りとか堰さらいをやった。今は、それを、その中に魚がいるからやるというのは、環境を守るというか、生物がどうのと、その辺が間違った方向にいつてしまっている。

今日、話を聞いていて高度な質問が出て、難しいなと思ったけれども、環境というのは身近なところにある問題を解いていかないといけない。難しい問題を環境に入れてしまうからみんな分からなくなってしまう。環境というのは一目見れば分かるのだから、東京都でやっているような、たばこの受動喫煙の問題、環境なのか、健康なのか私は分からないけれども、自分はたばこを吸うから、本当に受動喫煙が出るのはよくないけれども、それも大きなくくりで言えば環境ではないかというように思いました。ありがとうございます。

平原会長

それでは、かなり進行時間が押しておりますので、会長権限で、いろいろご意見はあろうかと思いますが、ここで終わりにして、次の案件に移りたいと思います。

(3) 北千葉道路について担当より説明をお願いします。

交通計画課長

担当から北千葉道路についてご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

交通計画課計画グループ主幹

北千葉道路について、ご説明させていただきます。

北千葉道路は、市川市から成田市を結ぶ約 43km の道路でございますが、市川市区間を含めた約 9km が事業化されていないため、千葉県や沿線市から、国に、直轄管理区間として早期事業化を図ることなどを要望しております。

6 月 2 日には、森田知事や大久保市長をはじめ、沿線市の市長が石井国土交通大臣に直接要望を行い、沿線地域の慢性的な渋滞の解消や、成田空港までの所要時間の短縮による国際競争力の強化など北千葉道路の必要性について伝えております。

また、国、県、沿線市では、事業化に向けた検討も進められておりまして、時期は未定であります。今後、千葉県が都市計画手続きや環境アセスメントの手続きに着手する予定となっておりますので、現在の検討状況などについてご報告いたします。

本日はお配りしております「北千葉道路だより」第 1 号と 2 号を資料として、ご説明いたします。右上に第 1 号（平成 29 年 5 月発行）、第 2 号（平成 29 年 7 月発行）と記載されておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、北千葉道路の概要についてご説明いたします。「北千葉道路だより第 1 号」「北千葉道路とは」の地図をご覧ください。

北千葉道路は、市川市の外かん道路(仮称)北千葉ジャンクションから松戸市、鎌ケ谷市を通り、千葉ニュータウン(白井市、船橋市、印西市)を經由し、成田市を結ぶ全長約 43km の道路でございます。鎌ケ谷市から印西市間の約 19.7km は開通しており、印西市から成田市間の約 13.5km は事業中となっておりますが、市川市から、鎌ケ谷市までの約 9km 区間は未事業化区間となっております。

次に、地図の下に記載されております北千葉道路の必要性でございます。北千葉道路が整備されることにより、周辺道路の渋滞の緩和や、災害時の緊急輸送ネットワークの強化、成田空港等の拠点への広域高速移動の強化が期待されております。

次に、未事業化区間における検討状況についてでございますが、北千葉道路だより第 1 号の裏面の「これまでの取り組みや検討状況は」をご覧ください。

未事業化区間の早期事業化に向けましては、緑色で囲まれている北千葉道路連絡調整会議と千葉県道路協議会などで検討が行われております。北千葉道路連絡調整会議は、国と県、沿線 7 市（市川、松戸、鎌ケ谷、白井、船橋、印西、成田）で構成されておりまして、道路の構造や整備手法など、計画策定に向けた検討や協議、調整を進めております。

また、この北千葉道路連絡調整会議で確認された事項につきましては、国、県、高速道

路会社などで構成される千葉県道路協議会に報告され、協議会においても更に検討が進められております。

これまでの検討状況としましては、市川市から鎌ヶ谷市までの未事業化区間約 9km は、一般部と専用部の併設として検討されており、専用部の構造は、(仮称)北千葉ジャンクションから約 2km までが、外環道との連続性を踏まえて、北千葉道路だよりの下の方、地図の下に掲載されている整備イメージ①のような掘割構造、その先は、早期整備が可能な整備イメージ②のような高架構造、整備手法としましては、有料道路事業を活用した自動車専用道路が検討されております。

次に今後でございますが、「北千葉道路だより第 2 号」「北千葉道路の整備状況・最新の検討状況は」の地図をご覧ください。市川市から鎌ヶ谷市までの未事業化区間と、国道 16 号までの区間の都市計画や環境アセスの手続きに、国の協力を得ながら、今後、千葉県が着手することが、6 月 9 日の千葉県道路協議会において確認されております。この手続きの時期は、千葉県に確認しましたところ、現在は未定とのことでございます。

次に、「北千葉道路だより第 2 号」裏面の「オープンハウスの開催について」をご覧ください。これまでご説明してまいりました、北千葉道路の検討状況について、行政内部だけでなく、市民の皆様にも広くに知っていただくために、7 月下旬から 8 月上旬にかけて、県や市職員などが現在の検討状況などについて、パネル展示によりご説明する、オープンハウスを開催いたしました。

市川市では 7 月 23 日(日曜日)と 7 月 24 日(月曜日)の二日間、北国分駅で開催し、23 日は 52 名、24 日は 39 名の方々にご来場いただきました。

また、本日の資料としております 広報紙「北千葉道路だより」は第 2 号まで発行しておりまして、北千葉道路の計画線から両側約 3km の範囲の方を対象として新聞折込で配布されたほか、沿線市の主な公共施設でも配布しております。

以上、北千葉道路の検討状況などについて、ご報告いたしました。

今後も、検討の進捗にあわせて、ご報告させていただきます。以上でございます。

平原会長

説明が終わりましたので、今の説明に関しましてご質問がございましたらお願いします。

石原委員

北千葉道路の今後の手続きの進捗にあわせて環境審議会に報告していくとのことですが、どういう項目の意見を求めていく考えか。

交通計画課計画グループ主幹

環境アセスメントの時期は、まだ、未定ですが、配慮書、方法書の手続きの段階ごとに、県が事業者でありますことから住民や市の意見を聴く場面がございますので、審議会等にご報告することになると思います。

高坂委員

資料が大まかで、細かいところが分かりにくい。市川市の部分が分かるような資料が必要ではないかと思う。

交通計画課計画グループ主幹

大変申し訳ございません。この広報はワーキンググループが立ち上がり、つくっているものであります。ワーキンググループは千葉県と沿線市で構成されておりますので、今後もう少し詳細なものをつくるよう、ワーキンググループの中で意見してまいりたいと思います。

交通計画課長

補足説明をさせていただきます。北千葉道路のルートは、(仮称)北千葉ジャンクションの堀之内から稲越町、松戸市の高塚新田を通り、また市川市に入り、国道 464 号の北側の大字を抜けて、鎌ヶ谷市、白井市、船橋市、印西市、成田市を結ぶ道路であります。現在の都市計画道路では計画幅員 40m、構造等は県等と検討している段階でございます。

平原会長

他によろしいでしょうか。本日の予定は、以上となっています。

他になれば、これで市川市環境審議会を閉会いたします。

傍聴人の皆様は退席願います。

(傍聴人退席)

環境政策課低炭素戦略グループ主幹

事務連絡を行います。次回の審議会の日程ですが、現在のところ未定でございます。日程が決まり次第、速やかにご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、本審議会の委員名簿の公開でございます。市川市審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、氏名 及び所属・役職につきましては、委員名簿を市公式 Web サイト上での公表など、一般の閲覧に供することについてご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の予定は全て終了しました。

ありがとうございました。

平成 年 月 日 ()

市川市環境審議会 会長

㊟